

平成 26 年 1 月 17 日

釜石市議会議長 海老原 正人 様

会派名 21 世紀の会  
代表者 木村 琳藏



### 会派視察調査報告書

当会派所属議員による視察調査を下記のとおり実施しましたので、報告いたします。

1. 視察項目
  - 1) 福島復興浮体式洋上ウインドファーム実証研究事業について
  - 2) 埼玉県所沢市、議会改革について
  - 3) 埼玉県秩父市宮側町  
みやのかわ商店会の地域活性化の取り組みについて
  - 4) 埼玉県秩父市上吉田  
次世代型環境学習施設視察  
(木質バイオマス発電事業について)

日 時 平成 25 年 11 月 20 日～11 月 23 日 (3 泊 4 日)

研修内容 別紙報告書の通りです。



1) 観察項目 福島復興浮体式洋上ウィンドファーム実証研究事業について

日 時 平成 25 年 11 月 20 日 (水) 15:30~16:30  
" 17:30~19:30

相 手 方 15:30~16:30  
東京大学大学院、工学系研究科  
社会基盤学専攻風工学実験室研究員 滝 滌 氏

17:30~19:30  
いわき市漁業協同組合 理事 江名町支所長  
福島海区漁業調整委員 馬目 祐市 氏

〈 海洋エネ 〉

【 目 的 】

岩手県では平成 23 年 8 月に策定した「東日本大震災津波復興基本計画」において、国際的な海洋再生可能エネルギー研究拠点の形成を目指し、現在、国が設置場所を公募している「実証フィールド」の誘致に取り組んでいる。釜石市は、同市の尾崎の沖合が浮体式発電の立地条件が良好とした東京大等の研究者からの調査結果を受け、その誘致へのアクションを進めている。

現在、それらに関する情報、知識や、漁業における影響等の課題が多く残されている為、その先進地である福島県磐城の「浮体式洋上ウィンドファームの実証研究事業」の視察を行った。

【 研修内容 】

東日本大震災の被害からの復興に向けて、再生可能エネルギーを中心とした新たな産業の集積、雇用の創出を行い、福島が風車産業の一大集積地となることを目指している。

第 1 期は、平成 23 年～平成 25 年度で浮体サブステーション、コンパクトセミサブ浮体(2MW)を設置を計画し、11 月 11 日に発電を開始する。

第 2 期は、平成 26 年～平成 27 年とし、アドバンストスパー浮体 (7KMW)、V 字型セミサブ浮体 (7MW) を設置をする計画で、本体を福島県で組立をすることとしている。設置海域は、楢葉町沖合 20 km である。

【 所 感 】

今回、福島県いわきの浮体式洋上ウィンドファーム実証研究事業の展開(資料添付)、そして、その実現は近い将来再生エネルギーを中心とした新たな産業の集積や雇用の創出を生み出すだろうし、又、同じ事業展開を目指している当市に於いても、洋上風力発電の実現は環境は勿論、漁業振興への新しい分野の展開等、次世代にも繋がる大きな時代の分岐となる思いを感じた。

### （漁業との共存としての課題）

事業実施の前段の実証研究事業を進める為には、地元漁業者、特に偏見やプライドの高い高齢の方々からは、中々この事業の理解は得られにくく、今後の漁業の在り方を自問自答し、新しい漁業展開に意欲のある若い方々との話し合いがポイントだという。

又、馬目氏は漁業者であるという立場から「機会を見て釜石に来訪し、自ら漁民との懇話への参加で、この事業の重要性を訴えたい」との確約を頂き、この事業を推している私達会派としても、この事業の一明の光を見た思いをした。

早速、当会派として洋上風力エネルギー事業実現の為、行政や民間等、出来る行動から始める事を決定した。

## 2) 視察項目：議会改革について

日 時 平成 25 年 11 月 21 日 15:00~16:30  
場 所 埼玉県所沢市役所  
対応者 所沢市議会議員 3 名

### 目的

市議会議会改革について、釜石市議会改革懇談会が 9 回にわたり開催されているが、進展のないままになっている。そこで議会改革が進んでいる所沢市を訪問し、議員団（行革委員会所属）と直接の議論をし、意見交換しながら、どうすれば議会の改革について市民の理解を得られるか、又、議会改革条例とはどのようなものなのか理解を深める為に会派視察を行った。

### 内 容

議会および議員はより一層の市民からの信頼に応えるため、積極的な情報の公開を通じて説明責任を果たし、議会諸活動への市民の参加のもと、平等の権利を有する議員相互の自由闊達な議論を展開しながら、市制の論点を明らかにして、政策立案及び提言を積極的に行っていかなければならない。

以上の目的を達成するため、議会および議員の責務を自覚しながら、市民の負託に応えられる議会を目指すために、所沢市議会基本条例全 27 ヶ条（資料別添付）を制定した経緯について詳しい説明があった。

#### ○意見交換の内容（主に）

- ・議員の資質向上について
- ・すぐ出来るもの、短期にわたるもの、長期にわたるもの、区別をつけること。
- ・議案質疑について
- ・一問一答制について

条例を作るのはいいが、そのとおり実行してほしい。できるのかどうか、各会派の意見がまとまらない。市民感情、政治情勢、パブリックコメントを勘案して取組むべしとの意見が多数あった。

### 所 感

近年の本市議会では、議会制度、議会運営における会派制の重要性に対する理解が不足の為か、議会運営の混乱も散見される。これは、議会制度における会派制の位置づけのわかりにくさも原因があると考えられる為、会派の意義、位置づけ等について確認する。代表質問制、人事の同意のあり方については、まず、理解を深める為に会派同士が話し合う場、コミュニケーションを多く持つことから始めてはどうか。

### 3) 観察項目：まちづくりと一体となり進む商業活動について

日 時：平成 25 年 11 月 22 日（金）AM10:30～12:00

相 手 方：秩父商工会議所副会頭 島田憲一氏

研修内容：活力を生み出す商店街、各種イベントの開催手法、考え方等の研修

みやのかわ商店街振興組合は、秩父鉄道秩父駅前通り、及び駅前交差点の左右 200mを中心とした商店街で、種々な商業を営む個店、大型店で構成されている。

秩父市の中心商店街として、ふさわしい街づくりを目指し組合を中心に各種イベント等を実施しているほか、自治体の協力を受けつつ、秩父地区全体の活性化を図るため、協働して環境整備等街づくりの活動が行われている。

□商店街の活性化を考え、「将来構想」作ろうと言う所が全ての始まり。

□30 年前位に 30 才前後の方々で、月 3 回位の会議により一つの将来構想を作る。

（宮側町共栄会青年部近代化研究会）

□商店街を利用する秩父市内全域の消費者を対象者とする。

#### 【事業・内容】

①ナイトバザール⇒222 回以上継続して開催している。毎月第 3 土曜日に実施

②地域ブランド商品開発⇒オリジナル駅弁の販売

③みやのかわファンクラブ⇒会員数 5,000 人突破を目指している

会員には各店提供の特典、イベントへの参加権を提供予定

④チャンスカードセール⇒毎年約 6 万枚を配布し、商店街での買物の楽しさを市民に提供

⑤環境整備事業⇒街づくりにも取組み、今まで道路名看板の設置、電線の地中化、シャッターの美装化等ハード面の事業を推進

⑥その他

○ボランティアバンク おたすけ隊

○出張商店街 楽楽屋

○みやのかわセレモニー事業

○商品券を紙でなく硬貨（コイン型）で作製し使用している。

#### 【事業の成果】

商店街を取り巻く環境は毎年悪化をたどっているが、そのような環境の中で地域に密着したナイトバザールは、日本経済新聞 2005 年 2 月訪ねてみたい商店街ベスト 5 にランクされ、多くの人達の交流の中で、毎年新たなる街づくりや人づくりが行われ商店街の活性化が図られている。

また、イベントを毎月定期的に行うことにより、日本各地の商店街の交流が秩父において図られ、秩父地域の経済や観光の活性化に寄与している。

ナイトバザールの継続をもしやらないでいたならば、「現在の商店街の存続は考えられない」と言っても過言ではないと思われる。当市の商業活性として、各商店会もみやのかわ商店街のように切れ目のない集客の為のイベントが必要と思われる。

#### 【これらイベント事業の財源】

- 自らの商店街での予算化
- 秩父市、埼玉県等よりの助成
  - ・商品券の硬貨事業においては国からもお手伝いいただいている。

#### 所 感：

釜石市において、みやのかわ商店街の取り組みは震災前の街並み以上にぎわいの創出と、商店街の活力を戻すための参考になると考える。

大震災で何もなくなった所へ商店街を形成して行くのに非常に多くの努力は必要で、島田副会頭さんが言う様に、大震災により打ちのめされた事業主さんにやる気、気力を持ってもらう、起こさせる事が大きな課題だと痛感した。

特にも、店の欠けらもなくなった被災した地域では、根本から街づくり、商店街づくりに大いに考え方等を参考にすべきだと思う。

「やる気、気力ある人、数人からでも始めるべき」との助言を、商店街の形成はもちろん、街づくりの原点として啓蒙して行きたい。

#### 4) 観察項目：木質バイオマス発電事業について

日 時：平成 25 年 11 月 22 日（金） PM14:00～15:30

相 手 方：ちちぶバイオマス元気村発電所（諸さん、福島さん）

研修内容：釜石市環境未来都市構想を掲げる当市の参考にと、次世代型環境学習施設の  
あります、埼玉県秩父市の木質バイオマス発電所に訪問する。

“パワーポイントによる説明”

木質チップからガスの発生、ガスエンジンの始動までのプロセスを研修。

実際に発電所の中を見学する。ガス化炉、ガスエンジン、チップヤード等。

仕 様⇒発電端出力 115kW (発電効率 23%)

送電端出力 100kW

総回収熱量 230Mcal/h

有効利用熱量 150 Mcal/h

バイオマス量 125Kg/h、1.5ton/日、450ton/年

運転時間⇒12 時間/日、300 日/年

#### 【背景】

○秩父市は総面積の 87% は森林

○手入れが遅れ、荒廃が危惧される森林の再生

○二酸化炭素の吸収など、森林が担う公益的機能を復活させる

#### 【開始年月】

平成 19 年 4 月から始める

#### 【対象者】

秩父市、首都圏域

#### 【成果】

○森林の再生と保全への貢献

○資源循環社会の構築

○林業をはじめとする産業の振興

○雇用の創出による地域の活性化

#### 【財源】

強い林業、木材産業づくり交付金（林野庁）

秩父市 森と水のちから活用基金（秩父市）

所 感：

大震災により被災した鶴住居地区にモデル事業として取り上げられている「木質バイオマスエネルギーを活用したモデル地域づくり推進事業」にとって、非常に参考になる研修と考えました。

秩父市においては、山間部での発電所でしたが、鶴住居地区では公用施設への電力供給、熱供給という考え方なので、プロの技術者による問題解決があるのかと思います。

今回の研修だけでは不十分だと思いますが、バイオマスとは何ぞやが解っただけに良かったと思っております。先進地との絆も出来、今後相談に乗ってもらえそうです。

## 所沢市議会基本条例

### 目次

#### 前文

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 議会及び議員の活動原則（第3条—第5条）

第3章 市民と議会の関係（第6条—第8条）

第4章 議会と行政の関係（第9条・第10条）

第5章 議会における審議（第11条）

第6章 議員間の自由討議（第12条・第13条）

第7章 委員会の活動（第14条・第15条）

第8章 政務活動費（第16条）

第9章 議会及び議会事務局の体制整備（第17条—第23条）

第10章 議員の政治倫理、身分及び待遇（第24条—第26条）

第11章 補則（第27条）

#### 附則

市議会は、日本国憲法によって定められた市民を代表する唯一の議事機関であり、地方自治法第96条第1項に規定する議決事件に留まらず、法律に反しない限り、議決すべき事件を定める権限等を有する。

市議会は、二元代表制の下、市長等執行機関との健全な緊張関係を保持しながら、立法機能及び監視機能を十分發揮し、もって地方自治の本旨の実現を目指さなくてはならない。

所沢市議会は、平成9年4月、全国に先駆けて議員提案により「ダイオキシンを少なくし所沢にきれいな空気を取り戻すための条例」を制定し、また、政務調査費の使途の明確化、政治倫理規程の制定など、議会改革にも取り組んできた。

平成12年4月に施行されたいわゆる地方分権一括法は、本市が自らの責任において、その組織及び運営に関する様々な決定を行うことを可能とし、このことにより、議会の役割の重要性はさらに高まった。

議会及び議員は、より一層の市民からの信頼に応えるため、積極的な情報の公開を通じて説明責任を果たし、議会諸活動への市民の参加のもと、平等の権利を有する議員相互の自由闊達な議論を展開しながら、市政の論点を明らかにして、政策立案及び提言を積極的に行っていかなければならない。

以上の目的を達成し、これまで積み重ねてきた改革への取組を確かなものとするため、議会及び議員の責務を自覚しながら、市民の負託に応えられる議会を目指し、全力で取り組んでいくことを決意し、ここに、この条例を制定する。

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この条例は、真の分権時代の到来に向けて、二元代表制の下、議会が担うべき役割を果たすために必要な基本的事項を定めることにより、議会が市民の負託に応え、もって市民生活の向上、市勢の伸展及び民主政治の健全な発展に寄与することを目的とする。

### (議会の役割)

第2条 議会は、市民の代表から構成される市の団体意思の決定機関である。

2 議会は、市の議事機関であり、条例の制定、予算の議決及び決算の認定並びに行政活動を監視する権限を有する。

## 第2章 議会及び議員の活動原則

### (議会の活動原則)

第3条 議会は、次の各号に掲げる原則に基づき、活動を行わなければならぬ。

- (1) 公正性、透明性及び信頼性を重視する議会運営を目指すこと。
- (2) 議決責任を深く認識し、市民に対して積極的な情報公開に取り組むとともに、説明責任を果たすこと。
- (3) 自由闊達な討議を行い、市政の課題に関する論点及び争点を明らかにするよう努めること。
- (4) ユニバーサルデザインの理念に配慮し、市民にとってわかりやすい議会運営を行うよう努めること。

#### (議員の活動原則)

第4条 議員は、次の各号に掲げる原則に基づき、活動を行わなければならぬ。

- (1) 市政の課題全般について、市民の意見を的確に把握するとともに、自らの資質の向上に努めること。
- (2) 議会の構成員として、個別的事案の解決だけでなく、市民全体の福祉の向上を目指すこと。
- (3) 議会活動を最優先するよう努めること。

#### (会派)

第5条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。

- 2 会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成し、活動する。
- 3 会派は、議会運営及び政策立案等に関し、必要に応じて会派間で調整を行い、合意形成に努めるものとする。

### 第3章 市民と議会の関係

#### (市民参加及び市民との連携)

第6条 議会は、会議を原則公開とする。

- 2 議会は、本会議及び委員会（常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会をいう。以下同じ。）においては、公聴会制度及び参考人制度を十分に活用して、市民の専門的又は政策的識見等を議会の討議に反映させるよう努めるものとする。

#### (議会報告会)

第7条 議会は、市政の課題全般に柔軟に対処するため、議員及び市民が自由に情報、意見を交換する議会報告会を行うものとする。

#### (意見提案手続)

第8条 議会は、基本的な政策等の策定に当たり、意見提案手続（パブリックコメント手続）を行うことができる。

### 第4章 議会と行政の関係

#### (議員と市長等執行機関の関係)

第9条 議会審議における議員と市長等執行機関及びその職員（以下「市長等」という。）は、次の各号に掲げるところにより、緊張関係の保持に努めなけれ

ばならない。

- (1) 議員の市長等に対する質疑及び質問は、広く市政の課題に関する論点及び争点を明らかにするため、一問一答の方式で行うことができる。
- (2) 本会議又は委員会に出席した市長等は、議員から質問を受けたときは、その論点を整理するため、議長又は当該委員会の委員長の許可を得て、当該議員に対し反問することができる。

(閉会中の文書による質問)

第10条 議会は、閉会中に市長等に対し、文書により質問を行い、文書による回答を求めることができる。

## 第5章 議会における審議

(議会審議における論点情報の形成)

第11条 議会は、提案される重要な政策、施策又は計画等（以下「政策等」という。）について、議会審議における論点情報を形成し、その政策水準を高めるとともに、議決責任を担保するため、提案者に対し、次の各号に掲げる事項について明らかにするよう求めるものとする。

- (1) 政策等の提案に至った経緯、理由
- (2) 他の自治体の類似する政策等との比較検討
- (3) 市民参加の実施の有無とその内容
- (4) 関係法令及び所沢市自治基本条例（平成23年条例第1号）第22条第1項に規定する総合計画との整合性
- (5) 政策等の実施に要する経費（将来にわたる負担を含む。）及びその財源等

2 議会は、提案される予算案及び決算の審議に当たっては、前項の規定に準じて、政策説明資料を作成するよう求めるものとする。

## 第6章 議員間の自由討議

(議員間の自由討議)

第12条 議員は、議会の機能を発揮するため、積極的に議員相互間の自由討議に努め、議論を尽くしていくかなければならない。

2 議長は、市長等に対する本会議等への出席要求を必要最小限にとどめるものとする。

### (政策討論会)

第13条 議会は、共通認識を醸成するため、積極的に政策討論会を行うものとする。

### 第7章 委員会の活動

#### (委員会の運営)

第14条 委員会の委員長及び副委員長は、市民の要請に応えるため、所管委員会に係る市政の課題に対し、常に問題意識を持って委員会を運営するよう努めなければならない。

2 議会は、正副委員長連絡協議会を設置することができる。

#### (議会運営委員会)

第15条 議会運営についての協議は、主として議会運営委員会において行うものとする。

### 第8章 政務活動費

#### (政務活動費)

第16条 政務活動費については、所沢市議会政務活動費の交付に関する条例（平成23年条例第19号）に定めるところによる。

2 議員は、政策立案及び調査研究等に資するため、政務活動費の交付を受け、証拠書類を公開すること等により、その使途の透明性を確保するものとする。

### 第9章 議会及び議会事務局の体制整備

#### (議員研修の充実強化)

第17条 議会は、議員の資質の向上を図るため、議員研修の充実強化に努めなければならない。

2 議会は、学識経験を有する者及び市民等との議員研修会を開催するものとする。

3 議会及び議員は、市政の課題を広い視点から捉えるため、他の自治体の事例等を調査研究するよう努めなければならない。

#### (議会事務局)

第18条 議会事務局は、議員の議会活動に必要とされる行政情報の提供に努めるものとする。

2 議会は、議員の資質の向上を図り、議会運営を円滑かつ効率的に進めるため、議会事務局の調査機能及び法務機能の充実強化、組織体制の整備を図るよう努めるものとする。

(予算の確保)

第19条 議会は、二元代表制の趣旨を踏まえ、議事機関としての機能を充実するため、必要な予算の確保に努めるものとする。

(議会図書室)

第20条 議会図書室については、所沢市議会図書室条例（昭和49年条例第28号）に定めるところによる。

2 議会は、議会図書室を適正に管理し、運営するとともに、その機能の強化に努めるものとする。

(議会広報の充実)

第21条 議会は、広報紙等を利用して、議会の活動について、市民に対し、わかりやすく周知するよう努めなければならない。

2 議会は、情報技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用することにより、より多くの市民が議会と市政に関心を持つよう議会広報活動等に努めるものとする。

3 議会は、広報紙等の充実のため、市民からの意見や要望を取り上げるよう努めるものとする。

(専門的識見の活用)

第22条 議会は、専門的識見を活用し、議会の討議に反映させるよう努めるものとする。

(附属機関の設置)

第23条 議会は、審査、諮問又は調査のため必要があると認めるときは、別に条例で定めるところにより、附属機関を設置することができる。

第10章 議員の政治倫理、身分及び待遇

(議員の政治倫理)

第24条 議員の政治倫理は、所沢市議会議員政治倫理条例（平成23年条例第41号）に定めるところによる。

(議員定数)

第25条 議員の定数は、所沢市議会議員定数条例(平成13年条例第56号)。

次項において「議員定数条例」という。)に定めるところによる。

- 2 委員会又は議員は、議員定数条例の改正議案を提出しようとするときは、議員定数の基準等明確な改正理由を付して提出するものとする。
- 3 前項の提出に当たっては、市民等の意見を聴取するため、公聴会制度及び参考人制度等を十分に活用するものとする。

(議員報酬)

第26条 議員の議員報酬は、所沢市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和43年条例第13号)。次項において「議員報酬等条例」という。)に定めるところによる。

- 2 委員会又は議員は、議員報酬等条例の改正議案を提出しようとするときは、明確な改正理由を付して提出するものとする。
- 3 前項の提出に当たっては、市民等の意見を聴取するため、公聴会制度及び参考人制度等を十分に活用するものとする。

## 第11章 補則

(見直し手続)

第27条 議会は、議員の一般選挙後、速やかに、この条例の目的が達成されているかどうかを議会運営委員会において検討するものとする。

- 2 議会は、前項による検討の結果に基づき、必要に応じて適切な措置を講じるものとする。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 附 則

この条例は、平成24年1月1日から施行する。

## 附 則

この条例は、平成25年3月1日から施行する。

## 所沢市議会の議決すべき事件を定める条例

### (目的)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定に基づく所沢市議会（以下「議会」という。）の議決すべき事件については、他の条例に定めるものほか、この条例の定めるところによる。

### (議決すべき事件)

第2条 議会の議決すべき事件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 所沢市自治基本条例（平成23年条例第1号）第22条第2項第1号に規定する基本構想及び同項第2号に規定する基本計画の策定、変更又は廃止
- (2) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2第1項の規定に基づく都市計画に関する基本的な方針の策定、変更又は廃止

### 附 則

この条例は、公布の日から施行し、同日以降になされる計画の策定等について適用する。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。